

局所麻酔（キシロカイン）の投与によるショック死

1. はじめに

今回は、内視鏡検査を受けていた患者が前処置としての局所麻酔の投与によりショック死したケースで、担当看護師らの注意義務違反が認められた裁判例（福岡高裁平成17年12月15日判決）を紹介いたします。

2. 事案の概要

- (1) A（昭和22年生まれ）は、平成12年9月24日、自宅で気分が悪くなったため、救急センターを受診し、その後、数日間自宅で安静にしていたが、症状が改善しなかったため、同月30日、B病院で上部内視鏡検査を受けることになりました。
- (2) Aは、D准看護師から、前処置として局所麻酔（キシロカイン）の投与を受けて内視鏡検査が始まりましたが、C医師がAに内視鏡を挿入して程なく、Aは心肺停止の状態となり、午後0時30分死亡しました。
- (3) Aの遺族であるXらは、担当医師らには局所麻酔薬を投与する際の間診義務違反、観察義務違反、救命措置に関する義務違反等があったとし、B病院を経営するYに対し損害賠償を求めて提訴しました。
- (4) 一審（福岡地裁）判決は、Xらの主張する注意義務違反はいずれも認められないとして、請求を棄却したため、Xらが控訴しました。

3. 主な争点

- ① Aの死因（局所麻酔薬アレルギーによる心不全か脳幹部脳梗塞か）
- ② 局所麻酔薬投与に際して、担当医師らに注意義務違反があったか

- ③ Aに対する救命措置について、担当医師らに注意義務違反があったか

4. 裁判所の判断

裁判所は、①Aにはキシロカインショックの症状である急激な意識障害、呼吸低下及び徐脈・血圧低下が認められることなどから、Aの死因は、キシロカイン投与を原因とするショック症状であると認定しました。また、②C医師及びD准看護師が、キシロカイン投与の前後や内視鏡の挿管前にAの血圧測定を行っていないことは、問診義務及び観察義務を怠ったものであり、③Aに対する救命措置についても、担当医師Cらに要求される迅速かつ適切な治療行為を行うべき注意義務に違反したものと認めました。その上で、Yの責任を肯定し、原判決を変更して請求認容判決をしました。

5. コメント

本件は一審と二審で判断が分かれました。本件と同じように内視鏡検査の際にキシロカイン投与を受けた患者がショック死した別の事案（東京高裁平成6年10月20日判決）でも一審と二審の判断は分かれており、この種の事案の判断の難しさを物語っています。

本件では、患者の血圧、脈拍等のバイタルサインの推移や各処置の時刻等に関する記録が一切残されておらず、この点について裁判所は、「医療機関が、客観的資料を何一つ提出できないという事態は、救急措置現場の混乱ぶりを如実に示すとともに、何らかの不自然さを拭うことができないばかりでなく、本件訴訟における注意義務違反の立証に関する不利益をYが負うべきである」という判断を示しました。医療記録の不備が医療機関側に不利に働いた事例として参考となります。

松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号日進センタービル7階 電話：043-225-5242